

議案第2006号

相馬都市計画区域、鹿島都市計画区域、原町都市計画区域及び小高都市計画区域の変更について

1

1 都市計画区域再編のあり方

■基本的な考え方

「新たな都市政策のあり方」についての答申(福島県都市計画審議会(H20.3))より

- ◆都市計画区域は、**本県の7つの生活圏を基本**としたうえで、経済活動など都市圏域の実態を検証しながら、適切な指定及び見直し・再編を図るべき。
- ◆市町村合併の進行による**行政区域の拡大**やモータリゼーションの進展等による**都市圏域等の拡大**を踏まえれば、**本県都市計画区域はより広域的に再編されるべき**。
- ◆そのうえで、将来的に開発・整備計画等が見込めず、都市的土地利用が想定されない場合には、必要に応じ都市計画区域の見直しを検討すべき。

■都市計画区域を指定する4つの視点

都市計画運用指針(国土交通省)より

◆『都市計画区域の指定範囲は、市町村の**行政区域にとらわれず**、次の4つの視点から総合的に判断し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度その中で充足できる範囲を、**実質上一体の都市として**整備、開発及び保全する必要のある区域として指定する。』

- 1 社会的・経済的な一体性 (例:同一の広域行政組合に属している など)
- 2 土地利用の状況 (例:地形が平地で連続している など)
- 3 主要な交通施設の設置状況 (例:高速道路・国道、新幹線・鉄道で繋がっている など)
- 4 通勤・通学等の日常生活圏 (例:通勤・通学、買物、通院など人口流動がある など)

2

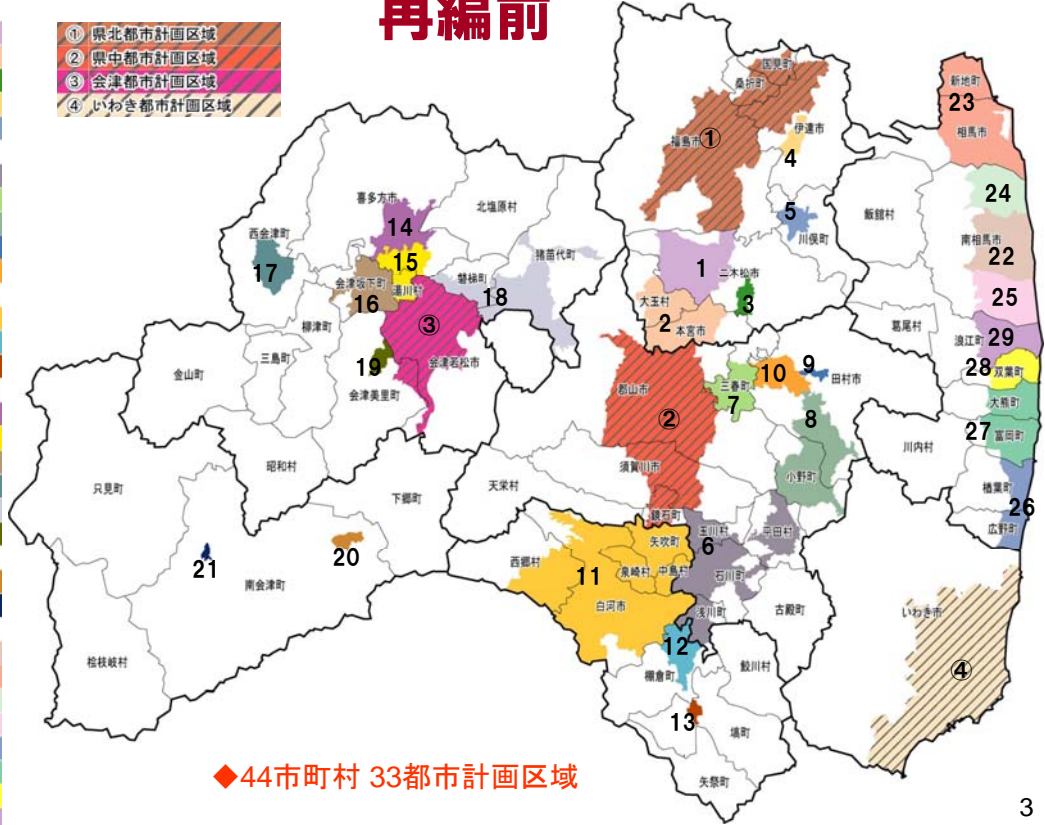
2 都市計画区域再編前 33区域

非線引き都市計画区域(29) 線引き都市計画区域(4)

- 県北地域
- 1 二本松都市計画区域
 - 2 本宮都市計画区域
 - 3 岩代都市計画区域
 - 4 堂山都市計画区域
 - 5 川俣都市計画区域
- 県中地域
- 6 石川都市計画区域
 - 7 三春都市計画区域
 - 8 田村東部都市計画区域
 - 9 常葉都市計画区域
 - 10 船引都市計画区域
- 県南地域
- 11 県南都市計画区域
 - 12 棚倉都市計画区域
 - 13 塙都市計画区域
- 会津地域
- 14 喜多方都市計画区域
 - 15 塩川都市計画区域
 - 16 会津坂下都市計画区域
 - 17 西会津都市計画区域
 - 18 猪苗代都市計画区域
 - 19 会津高田都市計画区域
- 南会津地域
- 20 田島都市計画区域
 - 21 伊南都市計画区域
- 相双地域
- 22 原町都市計画区域
 - 23 相馬都市計画区域
 - 24 鹿島都市計画区域
 - 25 小高都市計画区域
 - 26 広野椿葉都市計画区域
 - 27 富岡都市計画区域
 - 28 双葉都市計画区域
 - 29 浪江都市計画区域

- ① 県北都市計画区域
② 県中都市計画区域
③ 会津都市計画区域
④ いわき都市計画区域

再編前



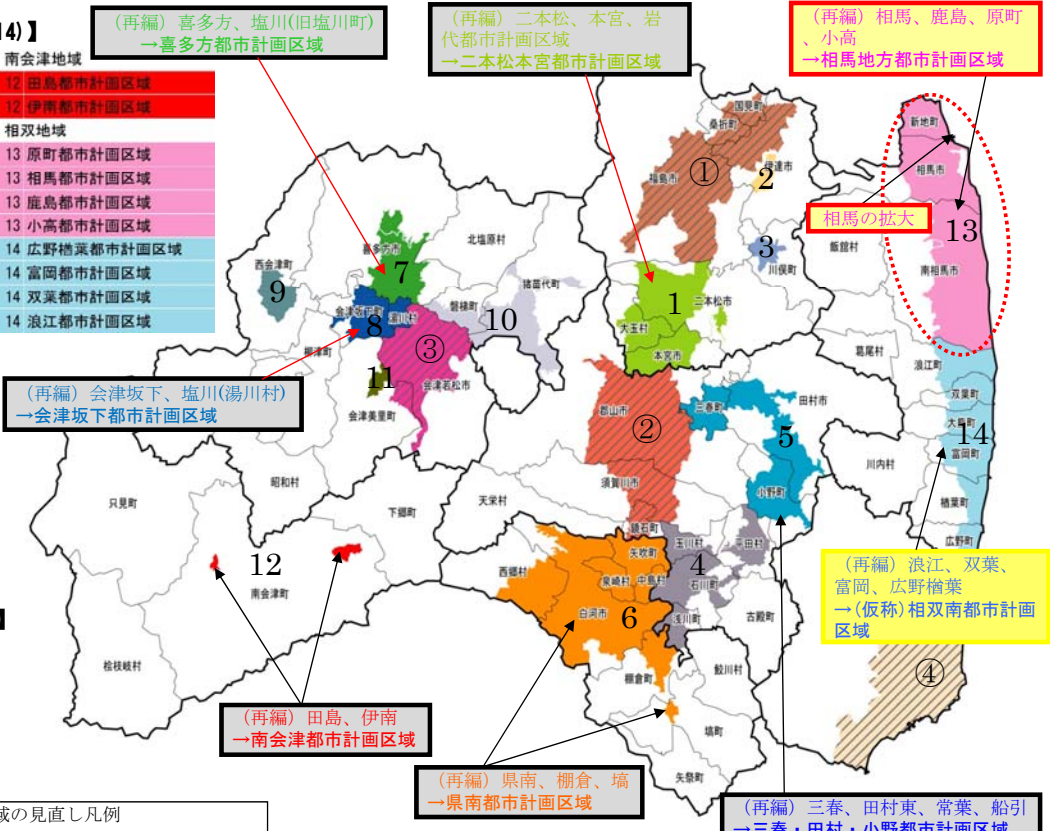
3 都市計画区域再編案 18区域

【非線引き都市計画区域(14)】

- 県北地域
- 1 二本松都市計画区域
 - 1 本宮都市計画区域
 - 1 岩代都市計画区域
 - 2 堂山都市計画区域
 - 3 川俣都市計画区域
- 県中地域
- 4 石川都市計画区域
 - 5 三春都市計画区域
 - 5 田村東部都市計画区域
 - 5 常葉都市計画区域
 - 5 船引都市計画区域
- 県南地域
- 6 県南都市計画区域
 - 6 棚倉都市計画区域
 - 6 塙都市計画区域
- 会津地域
- 7 喜多方都市計画区域
 - 7,8 塩川都市計画区域
 - 8 会津坂下都市計画区域
 - 9 西会津都市計画区域
 - 10 猪苗代都市計画区域
 - 11 会津高田都市計画区域

【線引き都市計画区域(4)】

- ① 県北都市計画区域
② 県中都市計画区域
③ 会津都市計画区域
④ いわき都市計画区域

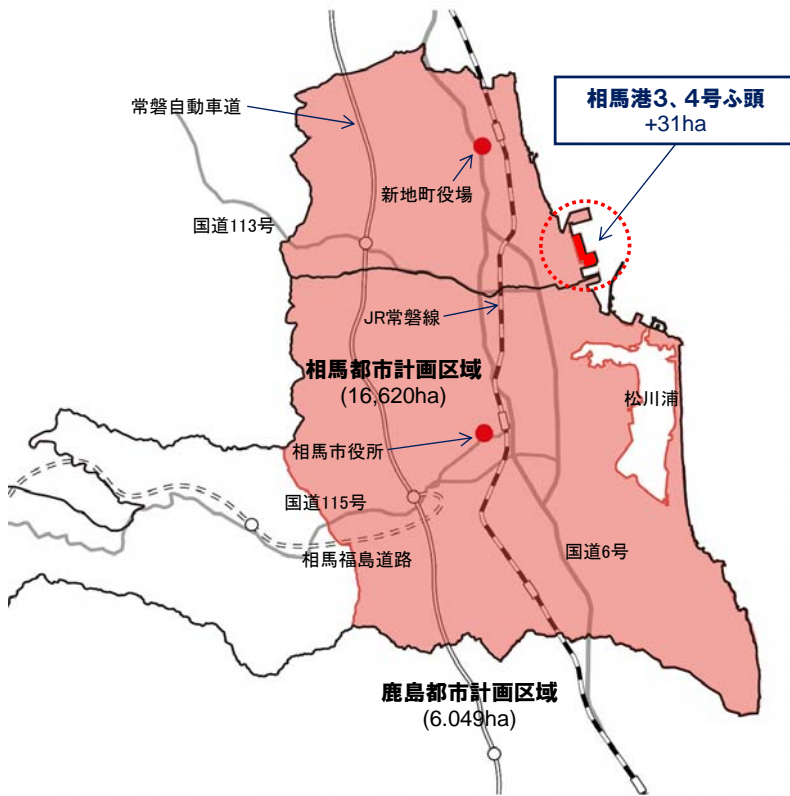


都市計画区域の見直し凡例

- 再編済み
- 今回再編
- 次回変更

4 相馬地方都市計画区域（拡大）

◆相馬都市計画区域を拡大。

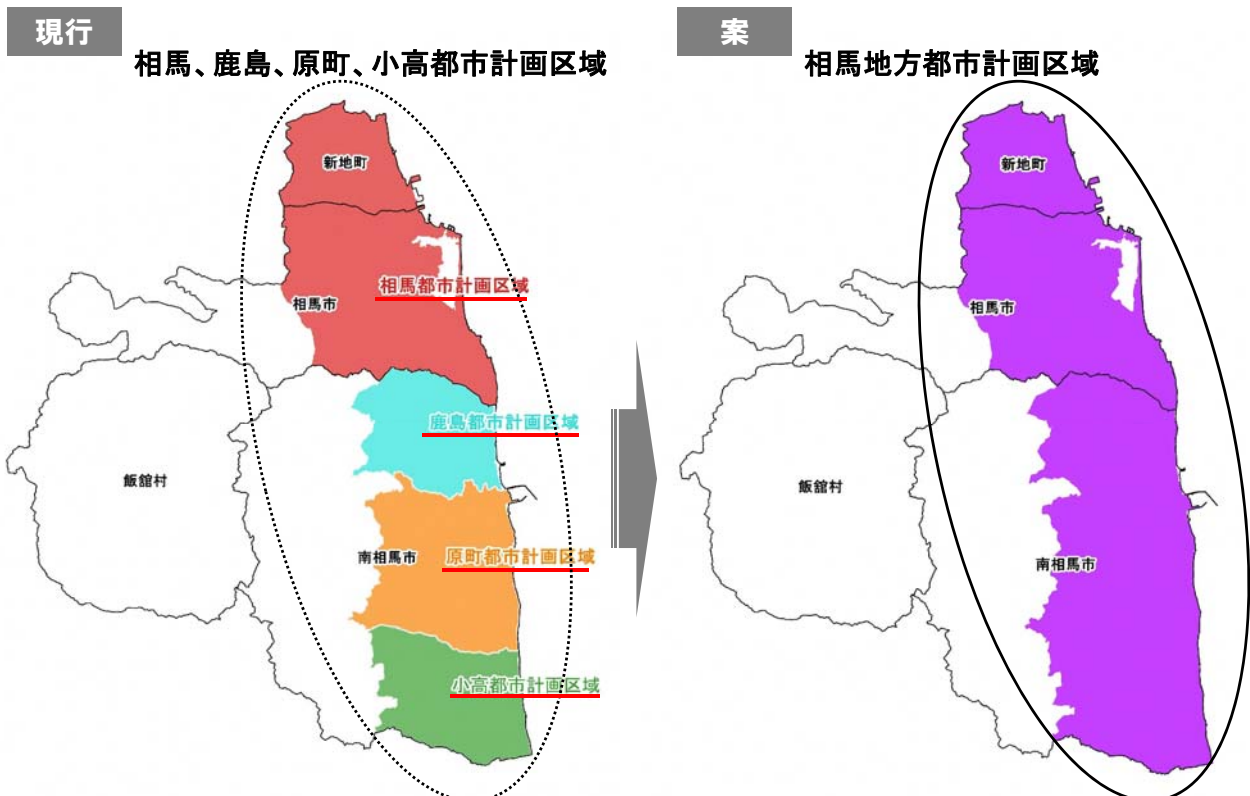


変更前	変更後	増減
16,620 (ha)	16,651 (ha)	31 (ha)
変更理由		
<p>拡大する地区は、ふ頭用地、工業用地、危険物取扱施設用地として利用するため、福島県が公有水面を埋め立てた土地であり、背後の相馬中核工業団地も含めてエネルギー拠点としての整備が計画されていることから、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、都市計画区域を拡大する。</p>		

5

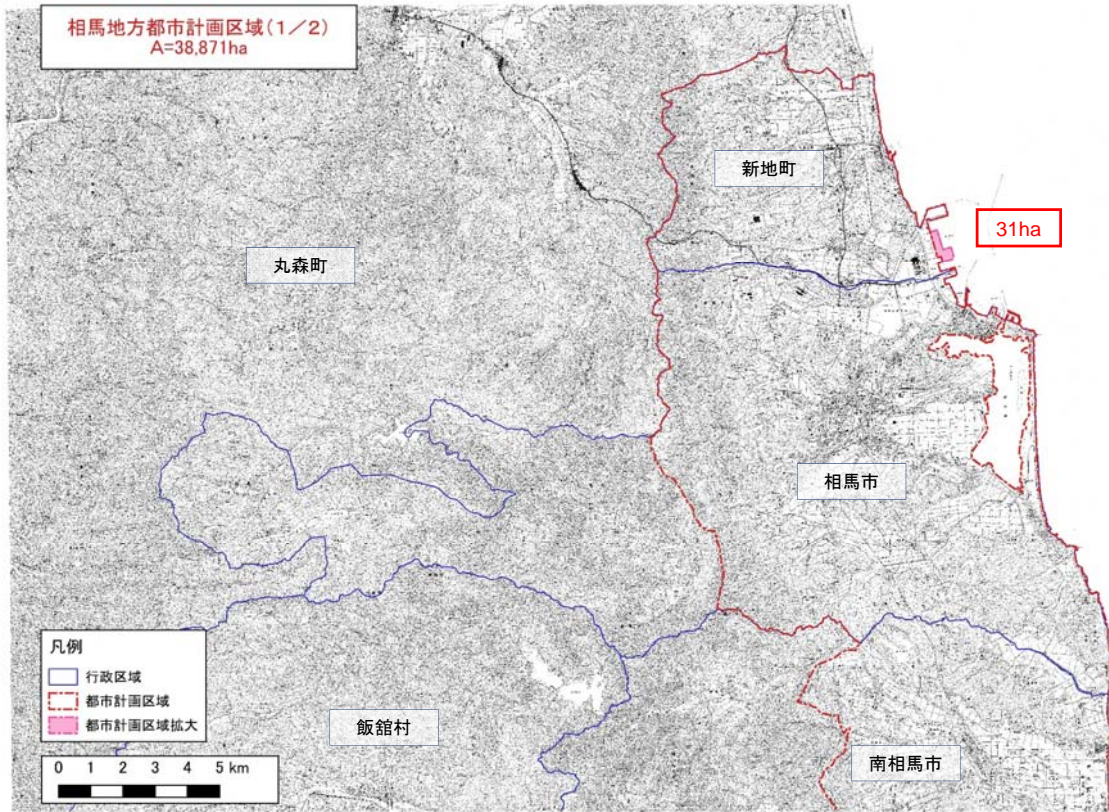
5 相馬地方都市計画区域（統合）

◆相馬、鹿島、原町及び小高都市計画区域を統合。



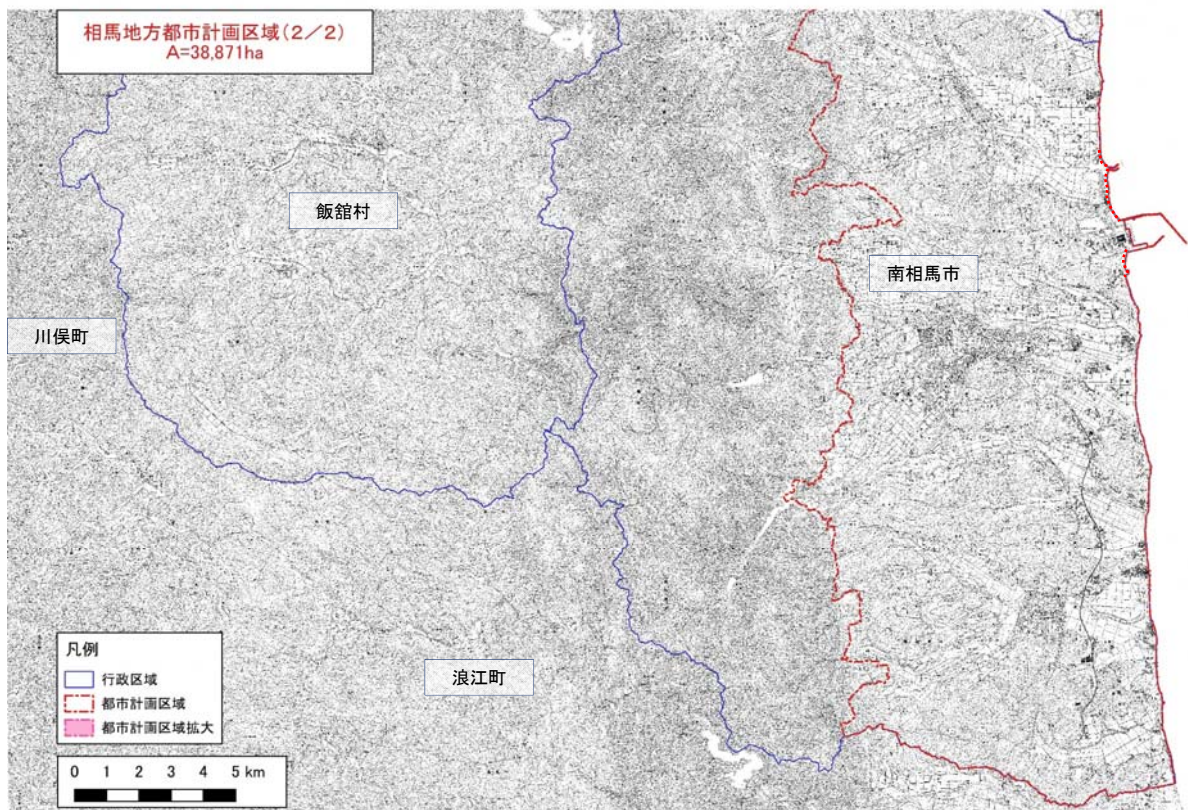
6

6 相馬地方都市計画区域図



7

6 相馬地方都市計画区域図

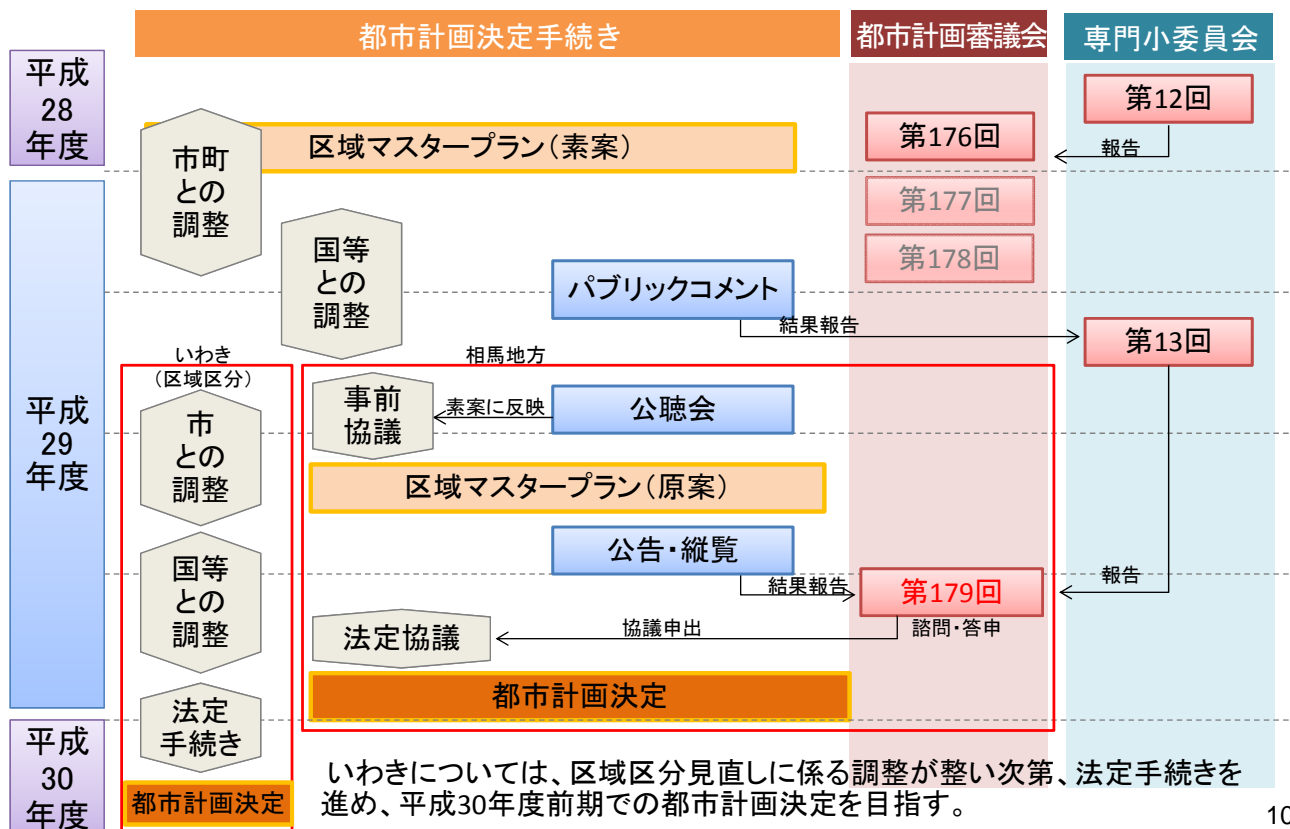


8

議案第2007号

相馬地方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

1 都市計画決定手続きのスケジュール



2 経緯

- 平成19年度 「新たな都市政策のあり方」答申（H20.3県都市計画審議会）
- 平成20年度 「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」策定（H21.3福島県）
- 平成27年度 「浜通りの都市づくりの基本方針」策定（H28.1福島県）

新しい時代に対応した都市づくりビジョン（H21.3）

◆基本理念

都市と田園地域等の共生

◇基本方針

- 都市と田園地域等が共生する都市づくり
- 地域特性に応じたコンパクトな都市づくり
- ひと・まち・くるまが共生する都市づくり

○安全で安心な暮らしを支え、人と人をつなぎ復興をリードする都市づくり（H28.1追加）

11

3 見直しの概要

- 都市計画区域の再編に伴い、4つの区域マスタープランを1つに統合。
- 都市づくりの理念※について、復興に関する項目を加え、住民によりわかりやすい構成及び表現へ見直し。

※都市づくりの理念に係る変更

現行	変更(案)
①大規模な地形の形質変更に対する考え方	①緑豊かな自然環境や田園地域等の保全
②隣接市町村との空間的結びつきの考え方	②安全で安心できるまちづくりの推進
③自然環境の保全に対する価値観	③生活圏の広域化に対応した交流と連携のネットワークづくり
④人口配置の考え方	④コミュニティの維持・ 再生 に配慮したまちづくりの推進
⑤市街地の適正規模に関する考え方	⑤魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成
⑥農地・農業に関する考え方	⑥環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進
⑦土地利用整序の考え方	⑦住民の暮らしを支える都市施設の整備
⑧都市防災(市民のリスク分担)の考え方	⑧ 復興をリードするまちづくりの推進
⑨都市施設の整備・配置に関して基となる考え方	⑨ 拠点とネットワークにより支える持続可能でコンパクトなまちづくりの推進

7つの項目に見直し

浜通りでは復興に関する項目を追加

12

4 第176回都市計画審議会 (H29.3.21)

における主な意見と対応

【主な意見と対応】

- 浜通りに現在差し迫っている問題(人員不足、医療介護体制の脆弱性)を解決していけるような都市計画区域マスタープランにしてほしい。
⇒ 住民懇談会及び住民アンケートで得られた地域の課題を踏まえ、安全で安心な暮らしができる都市づくりを目指したマスタープランを作成している。
- 原子力発電所に代わる福島県のエネルギー政策の考えを示す必要がある。
⇒ 木質バイオマスや太陽光発電などの再生可能エネルギーの有効利用や地産地消を進めていくことを理念⑥において記載している。
- 作業員に対する不安がある中で、住民と作業員の共生について考えてもらいたい。
⇒ 労働者や新規移住者の受入れに当たっては、地域コミュニティの再生・強化を目指した都市づくりを推進することとしており、理念⑧において記載している。

13

5 第13回都市政策推進専門小委員会 (H29.9.1) での討議内容

- パブリックコメント結果の報告を行い、意見への対応等について丁寧に戻してほしいとの意見をいただいた。

【パブリックコメントの結果】

<パブリックコメント(7/14~8/14)における意見提出件数: 1通 41件>
相馬地方:19件、いわき:22件(内、相馬地方・いわき共通意見:7件)

【主な意見と対応】

- 先人たちの施策を学ぶとともに、生活を豊かにするための施策、自然災害に打ち勝つための施策、高度なICT技術などの先駆的な技術の活用を取り入れた内容にすべき
⇒ 指摘のあった施策については、都市計画区域の理念の中で記載済み
- 車社会からの脱皮の検討(相馬地方都市計画区域)
⇒ 都市施設の整備の決定方針において、「利用しやすい交通体系の確立や過度な自動車依存の抑制を図る」という形で記載済み
- 公園、緑地の利用計画や自然災害発生時の受け皿の検討(相馬地方都市計画区域)
⇒ 主要な公園緑地の配置方針において、公園整備や防災公園の機能強化を図ることを記載済み

↓

指摘のあった意見については、現行の記載内容で読み込むことができることから、変更は行わない。

- 都市計画区域マスタープラン素案について、表現の精査や公表に向けてのあり方について意見をいただいた。
- 都市計画区域マスタープランの見直しに係る小委員会は今回で終了となることを確認した。

14